

平成十二年十二月二十一日

平成十三年一月六日以後の日を発行日とする第九回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第五条第二項の規定により発行する第九回特別給付金国庫債券で平成十三年一月六日以後の日を発行日とするものの様式の要項を次のように定める。

大蔵大臣 宮澤 喜一

寸法	全体 本券 賦札	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表す文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	暗い緑色 うす黄茶色、明るい黄味だいたい色及び灰味黄緑色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	暗い緑色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）第九回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

(表 面)

日本政府

第九回特別給付金国庫債券

六拾万円

財務大臣

1 この国庫債は、政府の公債として発行され、その償還は、政府の公債として行われる。

2 この国庫債は、平成00年00月00日発行され、満期日には、償還金を受け取る権利がある。

3 この国庫債の譲渡は、証券取引所の定める方法で行われる。

4 この国庫債は、政府の公債として発行され、その償還は、政府の公債として行われる。

5 この国庫債の利息は、毎年00年00月00日に、利息を受け取る権利がある。

6 この国庫債の利息は、毎年00年00月00日に、利息を受け取る権利がある。

7 この国庫債の利息は、毎年00年00月00日に、利息を受け取る権利がある。

平成00年00月00日発行 〇号 11111111

11111111 11111111

第九回特別給付金国庫債券

償還金 120,000円

記名 平成00年00月00日発行

〇号

11111111 11111111

(裏 面)

証券の交付年月日等

券
印
所
欄

600,000 円

券
印
所
欄

記
名
欄

券印の欄は、この証券受領後必ず記名者において、なつ又は記入してください。また、印鑑を変更したときは、その都度なつ印してください。

記名者印

5 (0)00.0.00
120,000

記名者印

1 (0)00.0.00
120,000

記名者印

2 (0)00.0.00
120,000

記名者印

3 (0)00.0.00
120,000

記名者印

4 (0)00.0.00
120,000